

京都市百井青少年村条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第178号

京都市百井青少年村条例施行規則の一部を改正する規則

京都市百井青少年村条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「京都市百井青少年村使用許可申請書」を「京都市百井青少年村利用許可申請書」に改める。

第2条本文中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第4条の見出しを「（利用期間）」に改め、同条本文中「使用期間」を「利用期間」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」を「京都市百井青少年村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に、「場合は」を「場合及びその金額は」に、「場合と」を「とおりと」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に、「場合」を「場合 全額」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に、「場合」を「場合 全額」に改め、同条第3号中「使用日」を「利用日」に、「使用を」を「利用を」に、「場合」を「場合 2分の1に相当する額」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市百井青少年村使用許可申請書」を「京都市百井青少年村利用許可申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「使用の」を「利用の」に、「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）